

【医療保険】精神科訪問看護利用料金表

2025年8月1日 現在

基本項目	サービス内容	診療点数	利用者負担金		
			負担額 1 割	負担額 2 割	負担額 3 割
基本療養費Ⅰ	週 3 日目まで： 3 0 分未満	425 点	425 円	850 円	1,275 円
	週 3 日目まで： 3 0 分以上	555	555 円	1,110 円	1,665 円
	週 4 日目以降： 3 0 分未満	510	510 円	1,020 円	1,530 円
	週 4 日目以降： 3 0 分以上	655 点	655 円	1,310 円	1,965 円
	理学療法士による場合	555 点	555 円	1,110 円	1,665 円
管理療養費	1 日目	1323 点	1,323 円	2,646 円	3,969 円
	2 日目から	300 点	300 円	600 円	900 円
24 時間対応体制加算	2 4 時間連絡・必要に応じ緊急訪問が可能な体制 ※月 1 回を限度	680 点	680 円	1,360 円	2,040 円
ベースアップ評価料Ⅰ	訪問看護管理療養費を算定している利用者 ※月 1 回を限度	78 点	78 円	156 円	234 円
情報提供療養費 1	市町村・都道府県等へ情報提供を行った場合 ※月 1 回を限度 (厚生労働大臣が定める疾病の者・特別な管理を必要とする者・精神障害を有するもの又はその家族・18歳未満の児童)	150 点	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費 2	入学・転学する際に学校等へ情報提供を行った場合 ※医療的ケアの実施方法等を変更した月に 1 回限り算定 ※各年度 1 回を限度	150 点	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費 3	入院・入所する保険医療機関等に情報提供を行った場合 ※月 1 回を限度	150 点	150 円	300 円	450 円
加算項目 看護の内容や治療 によって係る料金	サービス内容	診療点数	利用者負担金		
			負担額 1 割	負担額 2 割	負担額 3 割
夜間・早朝訪問看護加算	早朝 6：00～8：00・夜間 18：00～22：00 の時間帯でサービスを利用した場合	210 点	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	深夜 22：00～6：00 の時間帯でサービスを利用した場合	420 点	420 円	840 円	1,260 円
長時間精神 訪問看護加算	9 0 分を超えて訪問看護を提供した場合 ※週 1 日まで ※15歳未満の超重症児又は準超重症児、若しくは15歳未満の小児であって特別な管理を必要とする者は週 3 日を限度	520 点	520 円	1,040 円	1,560 円
複数名精神科 訪問看護加算	看護師と同行： 1 日 1 回	450 点	450 円	900 円	1,350 円
	看護師と同行： 1 日 2 回	900 点	900 円	1,800 円	2,700 円
	看護師と同行： 1 日 3 回以上	1450 点	1,450 円	2,900 円	4,350 円
精神科緊急訪問看護加算(イ)	利用者（家族）の求めに応じて主治医の指示により緊急に訪問した場合にいずれかを算定する ※月 1 4 日まで	265 点	265 円	530 円	795 円
精神科緊急訪問看護加算(ロ)	利用者（家族）の求めに応じて主治医の指示により緊急に訪問した場合にいずれかを算定する ※月 1 5 日以降	200 点	200 円	400 円	600 円
退院時共同指導加算	医療機関と訪問看護ステーションが連携して指導を行った場合	800 点	800 円	1,600 円	2,400 円
退院支援指導加算	医療機関から退院する利用者に対し、退院日当日に在宅療養上必要な指導を行った場合	600 点	600 円	1,200 円	1,800 円
看護・介護職員 連携強化加算	喀痰吸引等を実施する介護職員等に対し医師の指示の下、支援・連携をした場合	250 点	250 円	500 円	750 円
精神科訪問看護 基本療養費Ⅳ	入院中の患者が在宅療養に備えて外泊する際に、外泊中に訪問看護サービスを提供した場合（外泊時の訪問看護）	850 点	850 円	1,700 円	2,550 円
在宅患者連携指導加算	医療関係職種間で月に 2 回以上情報交換を行い利用者または家族に指導を行った場合	300 点	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	状態の急変、診療方針の変更等に、関係職種が一堂に会しカンファレンス、指導を行った場合	200 点	200 円	400 円	600 円
保険対象外の自費サービス利用料金					
交通費	片道 1 kmにつき： 5 0 円/回（税込）				
エンゼルケア料	死後の処置を行った場合： 1 6, 5 0 0 円（税込）				

※ 合計金額に 10 円未満の端数がある場合、法令により四捨五入となります。